

対内直接投資等に係る「取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書」の記入の手引
--

1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家が本邦にある会社（以下「発行会社」といいます。）の取締役又は監査役の選任に係る議案に同意（発行会社が上場会社等の場合、実質保有等議決権（注1）ベースの議決権比率が密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて1%以上となる外国投資家が行う同意に限る。）する場合であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 本邦にある会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注2）が行う事業に、事前届出業種（*）に属する事業が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

- (2) 外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

ただし、次のいずれかに該当するものは届出不要です。

- a 特定の外国投資家による実質株式（注3）ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による発行会社の取締役又は監査役の選任に係る議案への同意。

なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。

- b 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による発行会社の取締役又は監査役の選任に係る議案への同意。

- c 取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意のうち、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得若しくは株式への一任運用又は特定取得の届出を行い、当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る実質保有等議決権の数が投資先である当該会社の総議決権に占める割合が50%以上であり、次のもの。

i. 当該会社の取締役又は監査役の選任に関し行う同意

ii. 当該会社の子会社（上記届出のうち直近のものをした日において当該会社の子会社で

あるものに限る。以下「対象子会社」といいます。)の取締役又は監査役の選任に関し
行う当該会社による同意

iii. 対象子会社の取締役又は監査役の選任に関し行う当該対象子会社の株式を直接に保有する当該会社の他の対象子会社による同意

d 特別非上場会社(特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家(非上場会社に限る。))のことをいいます。)による発行会社の取締役又は監査役の選任に係る議案への同意。

(注1) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限(株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。)が保有等議決権(直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。)を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

(注2) 本邦にある会社(発行会社)の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、本邦にある会社がある株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配(詳細は会社法施行規則を参照)している特定目的会社以外の会社等(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社(発行会社)の議決権半数子会社とは、本邦にある会社(その子会社を含む。)が総議決権の50%を保有する他の会社(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)であって、当該会社(発行会社)の子会社に該当しないものをいいます。

(注3) 実質株式とは、議決権等行使等権限(株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。)が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

2. 届出の時期

発行会社の取締役又は監査役の選任に係る議案の同意に係る株主総会の日前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書」(別紙様式第三の二)・・・

3通

4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記 1. (1) の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

◎オンラインシステムは 6 : 00 ~ 22 : 00 まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は 15 : 30** です。ただし、15 : 30 までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、**「送信日」**を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。